

## 第6 人口減少社会の到来を踏まえた少子化対策の総合的な推進

今般の新たな人口推計では、前回の推計よりも更に出生率が低下し、少子高齢化や人口減少が急速に進む、という厳しい見通しが示された。急速な人口減少は、経済産業や社会保障の問題にとどまらず、国や社会の存立基盤にかかわる問題であるため、出生率の低下傾向の反転に向け、「子ども・子育て応援プラン」や「新しい少子化対策について」を踏まえ、少子化対策を総合的に推進する。

### 1 少子化の流れを変えるための働き方の見直し

1,379億円(1,091億円)

#### (1) 子育てとの両立など仕事と生活の調和

1,352億円

- 長時間労働の抑制等仕事と生活の調和を図るための労働時間法制の見直し(新規) 2.5億円

長時間労働を是正するための取組を実施した中小企業事業主に対する助成措置を創設する。また、長時間労働を抑制するとともに、健康を確保しつつ能力を十分に発揮できるような働き方を選択できるようにするため、労働時間法制を見直す。

- 労働時間等の設定の改善に向けた事業主による取組の促進 17億円

労働時間が長い20歳代後半から30歳代の労働者の労働時間等の設定の改善に積極的に取り組む中小企業団体等に対する支援を充実する。

- 育児休業の取得促進のための育児休業給付の拡充 1,212億円

育児休業の取得の促進を図るため、育児休業給付の給付率を休業前賃金の40%(うち、職場復帰後10%)から50%(同20%)に暫定的に引き上げる。

- 育児休業、子育て期の短時間勤務等の両立支援制度を利用しやすい職場風土づくりと事業所内託児施設の設置の推進 112億円

両立支援制度を利用しやすい職場風土への改革に計画的に取り組む中小企業事業主に対する助成制度や、育児休業取得者等に対して企業独自の給付を行った事業主に対する助成制度を創設する。また、事業所内託児施設の設置・運営を行う中小企業事業主に対する助成措置及び代替要員を確保して育児休業を取得させる等の取組を行う事業主への助成措置の拡充を図る。

○ パートタイム労働者の均衡ある処遇や能力開発の推進（再掲） 8.6億円

・ 均衡ある処遇や能力開発の推進のための事業主への支援の充実  
中小企業事業主団体を通じ、事業主がパートタイム労働者の均衡ある処遇や能力開発を推進するための支援を充実するとともに、関係審議会の検討結果を踏まえ、パートタイム労働者と正社員との均衡確保対策を強化する。

・ 短時間正社員制度の導入促進  
業種別団体におけるモデル事業の実施により、適正な評価と公正な処遇の図られた短時間・短日勤務の正社員制度の普及を図る。

(2) 女性の意欲・能力を活かした再就職・起業の実現（再掲） 27.7億円

○ マザーズハローワークの機能強化とマザーズハローワークサービスの全国展開 20億円

マザーズハローワークにおいて、子育ての状況や職業上のブランクの長短等個々の事情に応じたきめ細かな職業相談・求人確保等を行うとともに、未設置県の主要なハローワークにおいても「マザーズサロン（仮称）」を設置して同様のサービスを展開し、子育てする女性等に対する就職支援の充実を図る。

○ 再チャレンジ女性の企業における活躍の場の拡大 4.9億円

出産・育児で離職した女性が再就職に向けた計画的な取組を行えるよう相談・助言を充実するとともに、再チャレンジのモデルとなるような企業のノウハウの収集・提供やインターンシップ（再チャレンジ職場体験）の導入等を行い、企業による再チャレンジ女性の積極的活用を促進する。

○ 女性の起業に対する支援の拡充 2.6億円

起業について総合的情報提供を行う専用サイトの運用を開始し、メンター（先輩の助言者）紹介サービスを拡充するとともに、子育てする女性が起業する場合、その要した費用の一部を助成する制度を活用した起業支援を推進する。

## 2 若者の人間力の強化と働く意欲の向上（再掲）

310億円（323億円）

(1) フリーター25万人常用雇用化プランの推進 218億円

○ 年長フリーターに対する常用就職支援 40億円

○ 就職意識の度合いに対応した効果的な常用就職支援 45億円

○ 実践的な能力開発の実施 133億円

- (2) フリーター・ニートをはじめとする若者の自立支援 26億円
- 地域若者サポートステーションの拡充強化 9.6億円
  - 「若者自立塾」事業の推進 10億円
  - 若者の自立支援に功績のある団体等に対する厚生労働大臣表彰等の支援(新規) 23百万円

- (3) 学生から職業人への円滑な移行の支援 57億円
- 高校生向け就職ガイダンスの実施 4.9億円
  - 若者向けキャリア・コンサルティングの普及促進 40百万円

- (4) 現場の戦力となる若者の育成 78億円

- (5) 複線型の応募機会の拡大に向けた取組の推進 5億円

**3 地域の子育て支援の推進 4,034億円(3,812億円)**

- (1) すべての家庭を対象とした地域子育て支援対策の充実 654億円

- 地域の特性や創意工夫を活かした子育て支援事業の充実(次世代育成支援対策交付金(ソフト交付金)) 365億円

様々な子育て支援事業について、「子ども・子育て応援プラン」で掲げた目標の達成に向けた着実な推進を図るとともに、新たに生後4か月までの全戸訪問の実施等に取り組む。

(対象となる主な事業)

- ・ 生後4か月までの全戸訪問(こんにちは赤ちゃん事業)
- ・ 子育てパパ応援事業
- ・ 病児・病後児保育事業
- ・ 子育て短期支援事業
- ・ ファミリー・サポート・センター事業
- ・ 延長保育促進事業
- ・ 育児支援家庭訪問事業

- 地域における子育て支援拠点の拡充 84億円  
 地域における子育て支援の拠点となる、つどいの広場事業と地域子育て支援センター事業を再編し、児童館の活用も図りながら、子育て支援拠点の拡充（「子ども・子育て応援プラン」の平成21年度目標値6,000か所の前倒し実施）を図る。

18年度 19年度  
 4,133か所 → 6,138か所

- 次世代育成支援対策に資する施設の整備 130億円  
 （次世代育成支援対策施設整備交付金（ハード交付金））  
 地域の実情に応じた保育所、児童養護施設等の整備を推進する。

（参考）平成18年度補正予算案において、児童の安全確保のための耐震化整備や児童虐待緊急対策として一時保護の定員不足の解消のための整備を早急に推進する。（78億円）

（2）待機児童ゼロ作戦の推進など保育サービスの充実 3,715億円

- 待機児童解消に向けた保育所の受入れ児童数の拡大 3,265億円

- ・ 民間保育所整備

- 各市町村における整備計画に基づく民間保育所等の整備を推進する。

- （次世代育成支援対策施設整備交付金（130億円）の内数）

- ・ 民間保育所運営費

- 待機児童解消を目指し、民間保育所における受入児童数の増を図る。

18年度 19年度  
 110.7万人 → 115.2万人（4.5万人増）

- 多様な保育サービスの提供 450億円

- ・ 延長保育の推進

- 通勤の遠距離化など保護者のニーズに応じて開所時間を超えて実施する民間保育所の延長保育を推進する。

- （次世代育成支援対策交付金（365億円）の内数）

- ・ 病児・病後児保育の拡充

- 病児・病後児の保育のニーズの高まりに対応するため、個々の保育所における取組を推進する。

一時保育、特定保育等の充実

専業主婦等のための緊急・一時的な保育を行う一時保育、保護者の就労形態の多様化などに伴う柔軟な保育を行う特定保育等を推進する。

### (3) 総合的な放課後児童対策（「放課後子どもプラン」）の創設

158億円

「放課後児童クラブ」と文部科学省が実施するすべての子どもを対象とした「放課後子ども教室推進事業」を一体的あるいは連携して実施する「放課後子どもプラン」を創設し、原則としてすべての小学校区で放課後の子どもの安全で健やかな活動場所の確保を図る。

#### ○ 放課後児童クラブの必要な全小学校区への設置促進 158億円

放課後児童クラブの未実施小学校区の早急な解消や適切な運営の確保等を図るため、ソフト及びハード両面での支援措置を講じる。

18年度

19年度

14,100か所 → 20,000か所

## 4 小児科・産科医療体制の確保、不妊治療の支援など母子保健医療の充実 261億円(242億円)

### (1) 小児科・産科をはじめ急性期の医療をチームで担う拠点病院づくり（新規・再掲） 5.8億円

多くの病院で小児科医・産科医が少数で勤務している結果、勤務環境が厳しくなっている状況などを踏まえ、限られた医療資源の重点的かつ効率的な配置による地域の医療連携体制の構築を図る中で、小児科・産科医療体制の集約化・重点化を行うため、他科病床への医療機能の変更等に係る整備などを行う場合に、支援を行う。

### (2) 小児救急電話相談事業の充実強化等、小児救急医療体制の更なる整備（再掲） 33億円

小児救急電話相談事業（#8000）の充実・普及や小児救急医療施設の休日夜間における診療体制の充実を図るなど小児救急医療体制の更なる整備を図る。

### (3) 不妊治療に対する支援

特定不妊治療費助成事業の助成額を増額（年度10万円→年度1回10万円、2回まで）するとともに、所得制限を緩和する。

（母子保健医療対策等総合支援事業（統合補助金）（42億円）の内数）

（参考）平成18年度補正予算案において、不妊専門相談センターの相談体制の強化、生殖補助医療にかかる意識調査等を行う。（54百万円）

## 5. 児童虐待への対応など要保護児童対策等の充実

802億円（770億円）

### (1) 虐待を受けた子ども等への支援の強化

781億円

#### ○ 発生予防対策の充実

新たに、生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業を実施するなど発生予防対策の充実を図る。

（次世代育成支援対策交付金（365億円）の内数）

#### ○ 早期発見・早期対応体制の充実

都道府県から要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）に専門家を派遣・配置するなど、市町村における早期発見・早期対応体制の充実を図る。

（児童虐待・DV対策等総合支援事業（統合補助金）（23億円）の内数）

（参考）平成18年度補正予算案において、児童虐待について緊急的な対応を図るため、児童相談所等の対応迅速化の推進、一時保護の体制強化、要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）の前倒し設置を進める。（13億円）

#### ○ 児童福祉施設や里親における保護・支援体制の充実

753億円

児童養護施設等における施設の小規模ケア（小規模グループケア、地域小規模児童養護施設）や里親委託を推進するなど支援体制の充実を図る。

#### ○ 児童養護施設等の子どもなどの就学、就労に向けた支援

児童養護施設等を退所する子どもやDV被害を受けた女性等が安心して、就職や住居を借りることができるよう、身元保証人を確保するための事業を新たに実施する。

（児童虐待・DV対策等総合支援事業（統合補助金）（23億円）の内数）

(2) 配偶者からの暴力（ドメスティック・バイオレンス）への対策等の推進 21億円

配偶者からの暴力防止に関する相談、被害者の保護、自立支援等の一層の充実を図るため、婦人保護施設の心理療法担当職員の常勤化や、婦人相談所一時保護所における同伴児童に対するケア体制の充実等を図る。

**6 母子家庭等自立支援対策の推進 1,643億円（1,630億円）**

(1) 母子家庭等の総合的な自立支援の推進 35億円

○ 自立のための就業支援等の推進

（母子家庭等対策総合支援事業（統合補助金）） 19億円

就労サービスや養育費の確保等の役割を担う母子家庭等就業・自立支援センターの取組を強化するとともに、母子自立支援プログラム策定事業を推進する。

○ 生活保護自立支援プログラムの着実な推進（再掲）

生活保護を受給する母子世帯の自立を推進するため、福祉事務所等における「自立支援プログラム」の導入を一層推進する。

（セーフティネット支援対策等事業費補助金（1.80億円）の内数）

○ 在宅就業の支援（新規）

68百万円

子育てと生計の維持という二重の負担を抱える母子家庭の母が良質な在宅就業を得るため、受注及び再発注のあっせんを行う事業等に対し支援を行う。

○ 「養育費相談・支援センター」の創設（新規）

71百万円

養育費の取り決め等に関する困難事例への対応、地方公共団体の養育費相談機関の業務支援等を行う「養育費相談・支援センター」を創設する。

(2) 自立を促進するための経済的支援 1,609億円

母子家庭等の自立を促進するため、児童扶養手当の支給や母子寡婦福祉貸付金の貸付による経済的支援を行う。

7. 児童手当国庫負担金

2,560億円(2,271億円)

○ 児童手当の拡充

児童手当における乳幼児加算を創設し、0歳以上3歳未満の児童に対する児童手当の月額を一律1万円とし、平成19年4月(6月支給分)から実施する。

(参考)

給付総額	10,267億円
うち乳幼児加算分	1,374億円



## 第7 高齢者が生き生きと安心して暮らせる社会の実現

介護保険制度の着実な実施を図るため、介護療養病床の円滑な転換を支援するとともに、介護サービスの質の向上や介護給付の適正化を推進する。また、今後増加する認知症高齢者の対策や「孤立死ゼロ・プロジェクト」を展開し、高齢者が生き生きと安心して暮らせる地域づくりを支援する。

また、65歳までの雇用機会の確保、「70歳まで働ける企業」の普及促進、団塊世代をはじめとする定年退職者等の再就職支援等によりいくつになっても働ける社会の実現に向けた環境整備を図る。

年金制度については、持続可能で安心できる制度を構築するため、基礎年金国庫負担割合2分の1に向けた引上げに取り組むとともに、国民から信頼されるような制度運営とするため、社会保険庁改革を推進する。

### 1 介護保険制度の着実な実施と認知症対策、孤立死防止対策等の推進

2兆718億円（2兆396億円）

- (1) 良質な介護サービスの確保 547億円
  - 介護療養病床の転換と介護サービスの基盤の整備 477億円

各都道府県が策定する「地域ケア整備構想（仮称）」を踏まえた介護療養病床の転換や地域密着型サービスの計画的な整備等を支援する。
  - 介護サービスの質の向上 33億円

「介護サービス情報の公表」制度の円滑な実施を引き続き支援するとともに、介護支援専門員（ケアマネジャー）に対する実務研修や資格更新の際の研修など体系的な研修事業、介護福祉士に対する介護実習内容高度化モデル事業を実施する。
- (2) 介護保険制度の円滑な運営 2兆80億円
  - 介護給付の適正化の推進 11億円

各都道府県による要介護認定の適正化等を内容とした「介護給付適正化プログラム」の策定を促進するとともに、市町村が行う認定審査等への支援を行う。
  - 制度運営に必要な経費の確保 2兆59億円

介護保険制度を着実に実施するため、介護（予防）給付、地域支援事業及び社会福祉法人による利用者負担軽減措置等の低所得者対策等に対する必要な支援を行う。

(3) 認知症にやさしい地域づくり対策及び高齢者権利擁護等の推進（一部再掲） 20億円

認知症ケアの人材育成や認知症に関する正しい理解の普及を推進するとともに、認知症の方々やその家族の状況やニーズに適切に対応するための支援体制の整備を促進する。

また、高齢者虐待防止に関する研修や地域の実情に応じた権利擁護の取組を支援する。

(4) 「孤立死ゼロ・プロジェクト」の展開（新規） 1.7億円

都市部を中心に、地域から孤立した高齢者などの死亡が社会問題となっている状況を踏まえ、このような孤立死を防止する観点から、国及び地方自治体が主体となって総合的な取組を推進する。

**2 いくつになっても働ける社会の実現 65.8億円（81.9億円）**

(1) 65歳までの雇用機会の確保 31.6億円

改正高年齢者雇用安定法に基づき65歳までの雇用確保を着実に推進するとともに、新たに、65歳以上定年制度を導入する中小企業等への支援を創設する。

(2) 「70歳まで働ける企業」の普及促進（新規・再掲） 2.2億円

○ 「70歳まで働ける企業」推進プロジェクトの実施 8.6億円

○ 「70歳まで働ける企業」に向けた定年引き上げ等の取組の促進 1.4億円

(3) 団塊の世代をはじめとする定年退職者等の再就職支援の実施 7.9億円

65歳を超えても働くことができるよう、高年齢者の多様なニーズに応じた求人開拓や面接会等を行うとともに、新たにセミナー等を実施する。

(4) シルバー人材センター事業の推進 14.0億円

高年齢者が生きがいを持って地域社会で生活するため、定年退職後等において、軽易な就労を希望する高年齢者に対し、高年齢者の意欲や能力に応じた就労機会、社会参加の場を総合的に提供するシルバー人材センター事業を推進する。

### 30 持続可能で安心できる年金制度の構築

7兆187億円（6兆6,446億円）

○ 年金給付費国庫負担金 7兆187億円

基礎年金国庫負担割合については、現行の国庫負担割合（ $1/3 + 25/1000$ ）に $7/1000$ （平成19年度 1,124億円）を加え、 $1/3 + 32/1000$ とする。

○ 社会保障協定の推進 3.2百万円

国際的な人的交流が活発化し、企業間の国際競争が激しさを増す中で、日本と外国の年金制度等への二重加入の回避と年金の受給権確保を図るため、社会保障協定の締結に向けた取組を着実に推進する。

（参考1）平成19年度の年金額について

・ 年金額への影響（据え置きの見通し）

	(平成18年度)	(平成19年度)
【サラリーマン世帯の標準的な年金額】		
厚生年金（月額）	232,592円	232,592円
【老齢基礎年金】		
国民年金（月額）	66,008円	66,008円

（注）平成18年の消費者物価指数の1月～10月までの実績値は+0.2%である。

平成19年度の年金額については、平成15～17年度の実質賃金の伸び率等を勘案し、改定せず据え置くこととなる見込み。

（参考2）平成19年度の国民年金の保険料について

【国民年金保険料月額】

(平成18年度)	(平成19年度)
13,860円	14,100円

（注）平成19年度の国民年金保険料は、法律上平成16年度価格で14,140円とされているが、平成17年物価変動率が▲0.3%となったこと等から、14,100円となる。

#### 4 安定的で効率的な年金制度の運営の確保等 ～社会保険庁改革の更なる推進～

4, 813億円(4, 952億円)

公的年金の運営を再構築し、国民の信頼を回復するため、社会保険庁を廃止・解体し、公的年金に係る財政責任・管理責任は国が担うこととし、その運営に関する業務は新たな非公務員型の公的新法人を設けてこれに担わせるなど、社会保険庁改革関連法案の次期通常国会への提出を図る。

また、法令遵守の徹底、事務処理方法の改善、閉鎖的な組織体質の解消など、事務処理体制の見直しを進めるとともに、国民サービスの向上、保険料収納率の向上、ガバナンスの強化、民間委託の大幅な拡大等の取組を徹底するなど、業務改革・意識改革・組織改革の更なる推進を図る。

##### (1) 組織改革・職員の意識改革の推進 38百万円

###### ○ 業務の標準化・統一化の徹底等 3百万円

社会保険事務所の業務の標準化・統一化の徹底、法令遵守の意識の徹底、能力重視の広域人事の断行等の取組を早急に進める。さらに、職員の能力・実績の評価を任用・給与に反映させる新人事評価を実施するなど、職員一人ひとりの意識改革を徹底する。

###### ○ 監査機能の強化 35百万円

監査機能の強化を図るため、外部専門家を活用して業務・会計・個人情報管理に関する監査を実施する。

##### (2) 業務改革の推進 1, 539億円

###### ○ 国民サービスの向上 5.9億円

保険料納付実績や年金額の見込みを定期的に通知する「ねんきん定期便」を一部前倒しして実施する。

###### ○ 保険料収納対策の強化 122億円

市町村からの所得情報を活用した強制徴収及び免除勧奨の実施、納付督促活動の着実な実施等により、国民年金保険料の収納対策を一層強化する。

○ 民間委託の拡大 29億円

市場化テストのモデル事業のうち、国民年金保険料の収納事業について、対象社会保険事務所を大幅に拡大して公共サービス改革法に基づく民間競争入札を実施するなど、民間委託を大幅に拡大する。

- ・ 国民年金保険料の収納事業 35事務所 → 95事務所
- ・ 厚生年金保険等の未適用事業所に対する適用促進事業  
104事務所 → 312事務所

○ 社会保険オンラインシステムの見直し 1,382億円

社会保険オンラインシステムについて、競争入札を可能とし運用調達コストを削減するため、平成18年度から22年度までの5年間でシステムのオープン化（専用機器から汎用機器への移行、記録管理及び基礎年金番号管理システムのソフトウェアの再構築等）を図り、汎用性のある効率的なシステムの構築を着実に実施する。

なお、平成19年度税制改正大綱の内容に沿って、個人住民税の公的年金からの特別徴収について、公的年金受給者の納税の便宜等を図る観点から、所要のシステム開発を行う。

(3) 事務・事業の効率化への対応等 1.4億円

「被用者年金制度の一元化等に関する基本方針について」(平成18年4月閣議決定)に基づき年金相談等の情報共有化を推進するとともに、行政改革推進法に基づき平成19年度に厚生保険特別会計と国民年金特別会計を統合（年金特別会計）し、事務・事業の合理化・効率化を図る。

※ 平成19年度は年金事務費の一部に保険料を充当する財政上の特例措置を継続し、平成20年度以降は恒久的な措置を講ずる。

## 第8 障害者の自立支援の推進、生活保護制度の適正な実施

障害者の自立した地域生活を支援するため、良質な障害福祉サービスを確保するとともに、福祉施設で働く障害者の工賃水準の引上げを図るほか、発達障害者施策を推進する。また、職業的自立に向けた就労支援のための施策の総合的推進を図るとともに、障害者自立支援法の円滑な運用のための措置を図る。

さらに、生活保護制度を適正に実施するため、要保護世帯向け長期生活支援資金の創設、公平・自立支援の観点からの母子加算の見直し、福祉事務所等における自立支援プログラムの着実な推進などを行う。

### 1 障害者の自立した地域生活を支援するための施策の推進

8,995億円(8,127億円)

#### (1) 良質な障害福祉サービスの確保

4,473億円

ホームヘルプ、グループホーム、就労移行支援事業等の障害福祉サービスについて、障害福祉計画に基づき、各市町村において推進を図る。

また、障害者自立支援法の着実な定着を図るため、利用者負担の更なる軽減を講ずる。

<利用者負担の軽減の内容>

- ・ 通所・在宅 1割負担の上限額の引下げ(2分の1→4分の1)  
軽減対象世帯の拡大(収入ベースで概ね年間600万円まで)  
※ 障害児については通所・在宅のみならず入所にも対象拡大を実施
- ・ 入所 工賃控除の徹底(年間28.8万円まで全額控除)

(参考) 障害者自立支援法円滑施行特別対策 ～3つの改善策～

【特別対策の規模】1,200億円(国費)

・ 平成19年度、20年度当初予算対応額	240億円
① 利用者負担の更なる軽減	
・ 平成18年度補正予算(案)計上額	960億円
② 事業者に対する激変緩和	(300億円)
③ 新法への移行等のための緊急的な経過措置	(660億円)
※ ②、③を実施するため、都道府県に基金を造成	

- (2) 障害者に対する良質かつ適切な医療の提供 1, 383 億円  
心身の障害の状態の軽減を図る自立支援医療(精神通院医療、更生医療、育成医療)等を提供する。
- (3) 地域生活支援事業の実施 400 億円  
障害者のニーズを踏まえ、市町村において移動支援や地域活動支援センターなど障害者の地域生活を支援する事業を実施する。
- (4) 工賃倍増計画の推進(新規) 5 億円  
福祉施設で働く障害者の工賃を、今後5年間で現在の水準から倍増させることを目標とする「工賃倍増計画」を各都道府県が策定し、その達成のために必要な施策の促進を図る。
- (5) 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者に関する医療提供体制の整備 150 億円  
心神喪失者等医療観察法を適切に施行するため、引き続き、指定入院医療機関の確保を図るとともに、医療従事者等の研修を行うなど医療の提供体制の整備を推進する。

## 2 発達障害者支援施策の拡充

9.6 億円(2.7 億円)

- (1) 発達障害者の支援手法の開発や普及啓発の着実な実施 8 億円
- 発達障害者支援開発事業の創設(新規) 5.2 億円  
既存の資源を活用して発達障害のある子供の成長に沿った一貫した支援ができるよう発達障害者支援のモデル事業を実施し、発達障害者への有効な支援手法を開発・確立する。
  - 発達障害情報センター(仮称)の創設(新規) 50 百万円  
発達障害に関する知見を集積し、全国の発達障害者支援機関への情報提供を行うとともに、発達障害に関する情報の幅広い普及啓発活動を行うため、「発達障害情報センター(仮称)」を設置する。
  - 発達障害研修事業の充実 18 百万円  
発達障害施策に携わる職員に対する研修を行い、各支援現場等における対応の充実を図る。